

## 都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則

平成 16 年 6 月 28 日

長野県規則第 36 号

都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則をここに公布します。

### 都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成 16 年長野県条例第 23 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第 3 条第 1 項の規定による段切り等)

第 2 条 条例第 3 条第 1 項の規定による段切りは、次の各号のいずれにも該当する段が設けられるよう行われるものとする。

(1) 高さ 0.5 メートル以上であること。

(2) 幅 1 メートル以上であること。

(3) 当該段の上面に盛土をする前の地盤面の下端に向かって盛土内の水が流れるように勾配がとられていることその他排水のための措置が講じられていること。

2 条例第 3 条第 1 項の規則で定めるがけは、地表面が水平面に対し 30 度を超える角度を成す土地（地表面が硬岩盤であるものを除く。）とする。

3 条例第 3 条第 1 項の規定による小段は、次の各号のいずれにも該当するものであることとし、がけの高さ 5 メートル以内ごとに設けられるものとする。

(1) 幅 1.5 メートル以上であること。

(2) 側溝の設置その他の排水のための措置が講じられていること。

(条例第 5 条第 1 項の規則で定める道路の規模)

第 3 条 条例第 5 条第 1 項第 2 号の規則で定める区域内の道路の規模は、幅員 4 メートル以上とする。

2 条例第 5 条第 1 項第 2 号の規則で定める区域外の道路の規模は、幅員 6.5 メートル以上とする。

(区域指定の申出)

第 4 条 条例第 5 条第 2 項の規定による申出は、区域指定申出書（様式第 1 号）により行うものとする。

2 前項の申出書には、次の各号に掲げる図面等を添えなければならない。

(1) 指定を申し出る土地の区域が条例第 5 条第 1 項各号に該当する土地の区域であることを示す図書

- (2) 指定を申し出る土地の区域の位置を示す図面
- (3) 指定を申し出る土地の区域の土地の利用状況を示す図面
- (4) 指定を申し出る土地の区域及びその周辺の土地の区域における公共施設の整備状況を示す図面
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類等  
(用途指定の申出)

第5条 条例第6条第2項の規定による申出は、用途指定申出書(様式第2号)により行うものとする。

- 2 前項の申出書には、前条第2項第2号から第5号までに掲げる図面等を添えなければならない。ただし、条例第6条第2項の規定による申出を条例第5条第2項の規定による申出と併せて行うときは、この限りでない。

(条例第7条の規則で定める開発行為等)

第6条 条例第7条第1号の規則で定める者は、区域区分決定日(同号に規定する区域区分決定日をいう。以下この条において同じ。)後に、当該区域区分決定日以前から同号に規定する市街化調整区域内の土地を所有する者(次項において「市街化調整区域内の土地の所有者」という。)から、相続により当該土地を取得した者とする。

- 2 条例第7条第1号の規則で定める開発行為は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する開発行為とする。

- (1) 既存集落(おおむね50以上の建築物が連たんしている地域(その相当数が居住の用に供する場合のものに限る。)をいう。次項において同じ。)において行うものであること。
- (2) 市街化調整区域内の土地の所有者が区域区分決定日以前から所有していた当該土地の区域内で行うものであること。
- (3) 市街化調整区域内の土地の所有者(前項に定める者を含む。次号において同じ。)が、区域区分決定日以前から当該土地の区域に係る都市計画区域内に生活の本拠を有していた場合におけるものであること。
- (4) 市街化調整区域内の土地の所有者が居住している住宅にその者の親族で当該開発行為を行う者以外のものが定住の意思を有して居住している場合又は居住することが確実である場合におけるものであること。

- 3 条例第7条第2号の規則で定める開発行為は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する開発行為とする。

- (1) 移転し、又は除却する必要がある建築物が存する土地の区域に係る都市計画区域内の既存集落において行うものであること。
- (2) 開発行為に係る予定建築物の用途が条例第6条第1項第1号から第3号までに掲げる用途又は同項第1号から第3号までの建築物に附属するものの用途であること。
- (3) 開発行為に係る予定建築物の敷地面積が500平方メートル以下であること又は移転

し、若しくは除却する必要がある建築物の敷地面積に 1.5 を乗じて得た面積以下であること。

- 4 条例第 7 条第 3 号の規則で定める開発行為は、改築又は増築後の住宅の敷地面積が 500 平方メートル以下であるものに係る開発行為とする。
- 5 条例第 7 条第 4 号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。
  - (1) 市街化調整区域内に所在する集落(相当程度の規模の集落で知事が指定するものに限る。(以下この項において「指定既存集落」という。))内に当該市街化調整区域に係る区域区分決定日以前から生活の本拠を有する者の直系血族である者で当該指定既存集落内に生活の本拠を有しているもの又は有していたことがあるもの
  - (2) 土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号)第 3 条各号に掲げるものに関する事業の施行に伴い、区域区分決定日後に当該区域区分決定日に係る市街化調整区域内に所在する指定既存集落内に生活の本拠を有することとなった者又はその直系血族である者で当該指定既存集落内に生活の本拠を有していたことがあるもの
- 6 条例第 7 条第 4 号の規則で定める開発行為は、現在居住している住宅が借家であることその他新たに自己の居住の用に供する住宅を必要とする合理的な理由があると認められる者が行う開発行為とする。

#### 附 則

この規則は、平成 16 年 7 月 1 日から施行する。

(様式第1号)(第4条関係)

区域指定申出書

年 月 日

長野県知事 殿

市町村長 印

都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例第5条第2項の規定により、下記のとおり区域の指定を申し出ます。

記

1 指定を申し出る区域の概要

- (1) 名称
- (2) 位置
- (3) 面積
- (4) その他

2 指定を申し出る理由

3 市町村の都市計画に関する基本的な方針その他土地利用に係る計画における当該区域の位置付け

(様式第2号)(第5条関係)

用 途 指 定 申 出 書

年 月 日

長野県知事 殿

市町村長 印

都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例第6条第2項の規定により、下記のとおり用途の指定を申し出ます。

記

- 1 指定を申し出る用途
  
- 2 指定を申し出る用途に係る区域の概要
  - (1) 名称
  - (2) 位置
- 3 指定を申し出る理由